

奈良市「学生のまち」魅力発信冊子制作等業務委託に係る
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 奈良市「学生のまち」魅力発信冊子制作等業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正かつ公平に行うため、奈良市「学生のまち」魅力発信冊子制作等業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づき審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づく審査
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員会に委員長を1人置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議の公開については、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条の規定に基づき行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(報告)

第7条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月14日から施行し、奈良市「学生のまち」魅力発信冊子制作等業務委託契約が締結された日の翌日にその効力を失う。